

徳島県公安委員会告示第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により次の者を認定したので、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

運転免許取得者等教育を行う者の名称及び住所	代表者氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
千松自動車教習所株式会社 徳島市北佐古二番町三番十七号	阿部哲也	千松自動車教習所 徳島市北佐古二番町三番十七号	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社徳島中央自動車教習所 徳島市城東町一丁目七番四十二号	中島祥継	徳島中央自動車教習所 徳島市城東町一丁目七番四十二号	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社徳島第一自動車教習所 徳島市論田町本浦下七十三番地	生原 寛	徳島第一自動車教習所 徳島市論田町本浦下七十三番地	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社広沢自動車学校 徳島市南田宮二丁目四番三号	祖川康子	広沢自動車学校 徳島市南田宮二丁目四番三号	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社鳴門自動車教習所 鳴門市大津町矢倉字四の越五十二番地	勘川一三	鳴門自動車教習所 鳴門市大津町矢倉字四の越五十二番地	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日

石井自動車学校株式会社 名西郡石井町石井字重松九番 地の二	中野光憲	石井自動車学校 名西郡石井町石井字重松九番 地の二	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社鴨島自動車学校 吉野川市鴨島町鴨島六百三十 六番地一	河形 亮	鴨島自動車学校 吉野川市鴨島町鴨島六百三十 六番地一	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社脇町自動車学校 美馬市脇町馬木七百八十七番 地二	横山 敦	脇町自動車学校 美馬市脇町馬木七百八十七番 地二	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社三加茂自動車学校 三好郡東みよし町加茂千八百 三十二番地	伊原好秋	三加茂自動車学校 三好郡東みよし町加茂千八百 三十二番地	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社小松島自動車教習所 小松島市中郷町字西野一番地 の一	平山洋介	小松島自動車教習所 小松島市中郷町字西野一番地 の一	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
有限会社阿南自動車学校 阿南市西路見町姥一番地一	生原 寛	阿南自動車学校 阿南市西路見町姥一番地一	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日
株式会社海部自動車学校 海部郡海陽町高園字中ケイ二 十番地	横山 敦	海部自動車学校 海部郡海陽町高園字中ケイ二 十番地	運転免許取得者等教育の 認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和五年三月一日